

龍ヶ崎地方衛生組合訓令第4号

龍ヶ崎地方衛生組合職員希望降任制度実施要綱を次のように定める。

令和6年12月1日

龍ヶ崎地方衛生組合
管理者 笥 信太郎

龍ヶ崎地方衛生組合職員希望降任制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員の降任に関する希望を尊重することにより、職員の心身の健康の保持及び勤務意欲の向上並びに組織の活性化を図るため、職員の希望降任制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「降任」とは、職員自らの意思による申出に基づき、任命権者が職員を現に任命している職務より下位の職務に任命することをいう。

(対象職員)

第3条 降任を希望することができる職員は、龍ヶ崎地方衛生組合職員の給与に関する条例（平成20年龍ヶ崎地方衛生組合条例第1号）別表に規定する3級（係長の職務に限る。）から7級までの職務にある者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 病気等の理由により、その職責を果たすことが困難である者
- (2) 家族の介護等家庭の事情により、その職責を果たすことが困難である者
- (3) 前2号に掲げる事情に相当する特別の事情により、その職責を果たすことが困難である者

(降任の申出)

第4条 降任を希望する職員は、降任希望申出書（様式第1号）に必要事項を記入の上、当該降任希望申出書の内容について確認できる書類を添えて、人事担当課を経由し、任命権者に提出するものとする。

2 前項の規定による申出により降任することができる職務は、現に任命されている職務より2級下位までの職務とする。ただし、任命権者が必要と認めるときは、この限りでない。

(降任の承認)

第5条 任命権者は、降任希望申出書を受理した場合は、事務局長及び人事担当課長と協議の上、降任の適否について判定し、その結果を承認（不承認）通知書（様式第2号）により当該職員に通知するものとする。

(降任の時期)

第6条 前条の規定により降任を承認された職員の降任の時期は、当該承認をした日の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、任命権者が必要と認めるときは、この限りでない。

（降任後の号給）

第7条 降任後の号給の決定方法は、龍ヶ崎市職員希望降任制度実施要綱（平成30年龍ヶ崎市訓令第3号。次条において「市要綱」という。）第7条の例による。

（再度の昇任）

第8条 この要綱の規定により降任した職員は、降任を希望した理由が消滅したときは、降任希望申出理由消滅届出書（様式第3号）に必要事項を記入の上、人事担当課を経由し、任命権者に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出を受けた任命権者は、当該職員の再度の昇任について、他の職員と同様に取扱うものとする。

3 前項の規定による昇任後の号給の決定方法は、市要綱第8条第3項の例による。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この訓令は、令和6年12月1日から施行する。